

議 長 休憩を解いて再開します。 (16時50分)

お諮りします。休憩中に、総務文教常任委員会委員長より総務文教常任委員会報告書の提出がありましたので、この議案を追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第64号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)(総務文教常任委員会報告)を追加日程第3として追加してください。

議 長 追加日程第3「議案第64号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

事務局は配付をお願いします。

(資料配付)

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告を申し上げます。

令和2年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月8日に委員6名中全員出席のもと、役場4階4A会議室で委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された議案第64号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、教育課長及び担当職員出席のもと、物品購入契約の締結について、指名競争入札が1者となった理由など詳細に審査しました。

審査の結果、教職員の業務を遂行する上で必要な物品であると判断した。

なお、次の項目について、強く申し入れをします。

(1) 物品購入に当たっては、公平性・競争性を確保するよう、発注仕様書等書類は十分注意をして作成するとともに、1者の入札は市場の適正価格が判断しづらく、町民の税金を多く使ってしまうおそれがあるので、少なくとも1者での入札とならないような方法で執行をすること。

以上です。よろしくお願いいたします。

議

長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「ありません」の声あり)

質疑なしのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第64号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)について、総務文教常任委員会の報告書のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することに決定しました。